

令和9年度 保育所入所のご案内

(令和9年4月1日～令和10年3月31日入所用)



受付期間

令和8年10月1日～10月15日

鳥羽市健康福祉課 子育て支援室

TEL 0599-25-1184

1 保育所とはどんなところ？

保育所は保護者が就労や、病気の状態にあるなどの理由で、家庭で十分な保育ができない乳幼児を保育する児童福祉施設です。

そのため、保育所は保育が必要と認められる場合に入所できるものであり、どのような場合でも入所できるということではありません。家庭の状況によって、あるいは定員や保育士の数に余裕がないときなどは、入所できない場合がありますのであらかじめご承知ください。

(1) 家庭に代わる生活の場

1日の大半を保育所で過ごす子どもたちにとっては、家庭のような温かさのある楽しい生活の場、あそびの場、教育の場です。

(2) 発達に応じた保育

子どもは毎日成長していますが、その成長の仕方には個人差があります。一人ひとりの発達に応じたあそびや経験を通して、心や身体が健やかに育つよう保育をしています。

(3) 家庭と保育所の協力

子どもたちがより安定して生活をするために家庭と保育所との連携・協力が不可欠です。皆様からのいろいろな相談にも応じております。

2 鳥羽市立保育所一覧

保育所名	定員 (人)	開所時間						電話 番号
		7:30～8:00 (延長保育)	8:00～8:30	8:30～ 16:30	16:30～ 18:00	18:00～ 19:00 (延長保育)	土曜 休日 保育	
あおぞら保育所	150	○	○	○	○	○	○	25- 6213
安楽島保育所	130	×	○	○	○	×	※	25- 4013
相差保育所	70	×	○	○	○	×	※	33- 6117
桃取保育所	20	×	×	○	×	×	※	37- 3055
答志保育所	60	×	×	○	×	×	※	37- 2142
菅島保育所	20	×	×	○	×	×	※	34- 2037
神島保育所	15	×	×	○	×	×	※	38- 2284

※土曜・休日の保育については、あおぞら保育所に各保育所からの希望者を集めて行っております。

※保育所の休日は、「日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日、年末年始（12/29～1/3）、その他特に必要とする日」です。

※船津保育所は令和9年4月に安楽島保育所に移転統合します。

3 申し込みにあたって

(1) 申込方法について

申込書類一式は、各保育所または健康福祉課子育て支援室でお渡しします。

また、鳥羽市のホームページ【保育所入所のご案内】にも掲載しています。

申込書類に必要な書類を添付のうえ、第一希望保育所または子育て支援室に提出してください。



保育所入所のご案内 HP はこちら

(2) 受付期間について

一斉受付期間 **令和8年10月1日(木)～令和8年10月15日(木)**

現在妊娠中で出産後に年度途中からの利用を希望する場合なども期間内に申し込んでください。

上記期間終了後でも定員に余裕があれば、随時受け付けます。

(3) 受付時間について

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）

【問い合わせ先】

保健福祉センターひだまり 1F

健康福祉課子育て支援室 Tel.25-1184

4 入所までのスケジュール

令和8年10月1日 新年度申込書類一式配布・受付開始

10月15日 申込期限

12月頃 面接（各保育所で実施。事前に文書でお知らせします。）

令和9年2月初旬 入所決定通知・入所説明会のお知らせ等をお送りします。

2月中旬 入所説明会（各保育所で行います。）

4月1日 入所

※保育所により入所説明会の開催時期が前後することがありますのでご了承ください。

※年度途中での入所を希望される場合は、入所の1～2ヶ月前に面接・説明等を行います。

5 保育を受けるためには

保育所等の施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただく必要があります。
また、保育の認定を受ける場合は、「保育の必要量」により「保育標準時間」と「保育短時間」に分かれます。認定及び給付の区分は下記のとおりです。

- 「保育標準時間」・・・フルタイム就労を想定した利用時間（最長 11 時間）
- 「保育短時間」・・・パートタイム就労を想定した利用時間（最長 8 時間）

認定区分		給付内容	利用できる施設	保育認定
1号認定	3歳以上で保育を必要としない子ども	教育標準時間（1日4時間程度）	幼稚園（1号定員） 認定こども園（1号定員）	
2号認定	3歳以上で保育を必要とする子ども	保育短時間（1日8時間まで） 保育標準時間（1日11時間まで）	保育所（2号定員） 認定こども園（2号定員）	
3号認定	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育短時間（1日8時間まで） 保育標準時間（1日11時間まで）	保育所（3号定員） 認定こども園（3号定員）	

※鳥羽市には認定こども園はありません。

★保育を受けるためには、鳥羽市に居住し保護者及び同居の親族等が下記の（１）～（９）までの事由のいずれかに該当しなければなりません。

（１）就労

1月の労働時間が48時間以上労働することを常態としていること。

（２）妊娠・出産

妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。（出産予定日の8週間前から産後8週間までの期間）

（３）疾病・負傷・障害

疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること。

（４）介護・看護

同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること。

（５）災害復旧

震災、風水害、火災その他の復旧にあたっていること。

（６）求職活動

求職活動（起業準備も含む）を継続的に行っていること。

（７）就学・職業訓練

学校基本法に規定している学校等に在学しているか又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設等において行う訓練を受けていること。

（８）虐待・DV

児童虐待を行っているまたは、再び行なわれるおそれがあると認められること。または、配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること。

（９）市町村認定

上記以外に、各号に類するものとして市が認める事由に該当すること。

6 申し込みに必要な書類

◆施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（市指定様式）

入所を希望する子ども 1 人につき 1 枚ずつ必要です。9 ページの記入例をよく読んで記入してください。

◆保育所入所申込書（市指定様式）

入所を希望する子ども 1 人につき 1 枚ずつ必要です。10 ページの記入例をよく読んで記入してください。

◆家庭状況申告書（市指定様式）

＜以下の書類（保育を必要とする証明書類）を添付してください。＞

- ・会社などに勤務（内定も含む）、内職、自営業の人
→就労証明書
- ・病気療養中、または病気の同居親族の介護をしている人
→診断書（保育が困難であると客観的にわかるもの）、身体障害者（療育・精神）手帳写し等
- ・妊娠中・出産後間もない人
→母子手帳の写し（出産予定日が分かるページ及び表紙）等
- ・学校や職業訓練などに在校中の人
→在学期間の分かるもの（在学証明書、カリキュラム等）
- ・求職活動を継続的に行っている人
→求職していることがわかるもの（ハローワークカード等）

※入所期間中に状況に変更が生じた場合（勤務先の変更等）再度上記証明書類が必要です。

◆児童の状況

0, 1 歳児用・2 歳児用・3 歳児以上用があります。お子さまの年齢に応じて添付してください。

◆保育所等利用申込みチェックシート（市指定様式）

◆税額が確認できる書類（原則不要）

保育料の算定対象となるかたの市民税額が確認できない場合、課税証明書等の提出をお願いすることがあります。また未申告（確定申告・市県民税申告）が理由で税情報が確認できない場合は申告をお願いすることがあります。

※以下の条件①②（母子・父子家庭の人①③）どちらにも該当する場合、父母だけでなく同居の扶養義務者（祖父母等の主として家計を支えている人）も保育料の算定対象となりますので、税額がわかる書類の提出をお願いすることがあります。

- ①児童を扶養（税及び健康保険）している人が父母以外の場合
- ②父母の年収がどちらも 103 万円以下の場合
- ③母または父の収入が 103 万円以下にもかかわらず、児童扶養手当を受給していない場合
（全部支給停止の場合も含む）

7 途中入所について

育児休業明け等による年度途中からの入所についても、保育士の配置基準と定員の関係上、一斉受付期間中にご相談ください。

また、一斉受付期間終了後の入所申込は、受け入れ定員に余裕があれば随時受け付けますが、入所の時期・保育所について希望に添えないことがあります。（特に、3 歳未満児クラスへの途中入所は希望に添えない場合があります。）

8 保育料について

世帯の市町村民税の所得割課税額を基礎として利用者負担額（保育料）を決定しています。

【鳥羽市保育料基準額表】

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
階層区分	定義		3歳未満	3歳以上
A	生活保護世帯等		無料	無 料
B	市町村民税非課税世帯		無料	
C	市町村民税所得割合算額が 48,600 円未満の世帯	ひとり親世帯等	5,500 円	
		その他世帯	12,200 円	
D 1 A	市町村民税所得割合算額が 48,600 円以上 77,101 円未満の世帯	ひとり親世帯等	5,500 円	
		その他世帯	15,600 円	
D 1 B	市町村民税所得割合算額が 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯		15,600 円	
D 2	市町村民税所得割合算額が 97,000 円以上 133,000 円未満の世帯		24,200 円	
D 3	市町村民税所得割合算額が 133,000 円以上 169,000 円未満の世帯		30,800 円	
D 4	市町村民税所得割合算額が 169,000 円以上 235,000 円未満の世帯		36,800 円	
D 5	市町村民税所得割合算額が 235,000 円以上 301,000 円未満の世帯		41,200 円	
D 6	市町村民税所得割合算額が 301,000 円以上 397,000 円未満の世帯		43,800 円	
D 7	市町村民税所得割合算額が 397,000 円以上の世帯		45,800 円	

備考

- ※ 市町村民税所得割合算額とは、調整控除及び定額減税額以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当所得控除、寄付金控除等）を適用する前の金額（夫婦の合算額）となります。
- ※ ご家族の状況や所得によって軽減制度の対象となることがあります。
- ※ 全月欠席児童の月額保育料については、所定の月額保育料の7割とし、10円未満の端数は切り捨てます。（一日でも出席した場合は月額保育料全額徴収させていただきます。）
- ※ 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合（幼稚園に入園している場合を含む）における保育料は、年齢の高い順に2人目以降の児童にあっては無料となります。
- ※ 月途中の入退所児童の保育料については、日割り計算となります。
- ※ 保育料算定年度の収入が父母合わせて年間103万円以下の場合、同居（世帯分離も含む）している祖父母の所得割額（所得割額が高いほうのどちらか一方）を合算し、算定します。

【保育料の納付は口座振替となります。振替日：毎月25日（休日の場合、金融機関翌営業日）】

金融機関：百五銀行、三十三銀行、あいち銀行、伊勢農協、東海労働金庫、東日本信漁連
桑名三重信用金庫、ゆうちょ銀行

そ の 他：口座振替に係る領収書の発行は行ないません。預金通帳の記帳により振替済みの確認をお願いします。

9 給食費について

- ・ 0歳から2歳児：保育料に含まれています
- ・ 3歳児以上：無償 ※令和8年4月から無償になりました

10 延長保育について



延長保育はあおぞら保育所の入所児童のみ利用できます。延長保育をご希望の方は、必ずあおぞら保育所に入所希望していただくよう、お願いいたします。その他の保育所では延長保育を行っておりませんのでご注意ください。また、あらかじめ利用登録が必要です。（別料金要）

【延長保育基準額表】

項 目			保育料基準額	
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
延長保育 (月額) あおぞら 保育所の み実施	午前	午前7時30分から 午前8時00分まで	3,000円	2,500円
	午後	午後6時00分から 午後7時00分まで	3,000円	2,500円
	午前・午後(両方)		5,000円	4,000円

11 土曜日の保育について

土曜日の保育については、あおぞら保育所に各保育所からの希望者を集めて保育を実施します。
※お子さまの年齢や保育所での適応状況等に応じて、利用の可否を判断させていただく場合があります。

12 休日保育について

休日保育は、あおぞら保育所において、各保育所から希望者を集めて保育を実施します。
※お子さまの年齢や保育所での適応状況等に応じて、利用の可否を判断させていただく場合があります。
実施日は、日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12/29・12/30です。
(※12/31～1/3は実施していません。)

【休日保育基準額表】

項 目	保育料基準額	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
休 日 保 育(日額)	2,500円	2,000円

1 3 障がい児保育について

保育所において、集団保育をすることが可能な障がいのある児童については、他児とのふれあいを大切に、心身の発達を目標とした保育を行っています。

1 4 乳児（0 歳児）保育について

0 歳児保育については、答志保育所・あおぞら保育所・安楽島保育所において生後 6 ヶ月以降から保育を行います。

1 5 保育所では

保育目標 《生きる喜びをわかち合い、心身共に健やかにのびる子ども》

○地域に開かれた保育所として

保育所では、育児に関する不安や悩みをお持ちの方に相談や助言を行います。
また、日々の保育の園外保育時や行事等で、地域の子供たちやお年寄りとのふれあいを深め、地域社会と一体となった保育所づくりを目指しています。

○保育所での平均的な一日の生活

時間/年齢	0・1・2 歳児	3・4・5 歳児
8 : 3 0	(順 次 登 所)	
	健康観察・持ち物の整理	健康観察・持ち物の整理
	あそび	あそび
1 0 : 0 0	おやつ	
	あそび	
1 1 : 1 5	食事準備	食事準備
	食 事	食 事
	昼寝準備	
1 3 : 0 0	昼寝	3 歳児 昼寝
		4・5 歳児 あそび（夏期は昼寝）
1 5 : 0 0	おやつ	おやつ
1 6 : 0 0	あそび	あそび
	健康観察	健康観察
1 6 : 3 0	(順 次 降 所)	

○保育所の主な年間行事（※保育所によって多少の違いがあります。）

5 月	こどもの日、遠足	12 月	発表会（おたのしみ会）、クリスマス会
7 月	七夕	2 月	節分
9・10 月	運動会、遠足	3 月	ひなまつり、退所式

○健康管理

保育所では、健康な生活を過ごすために以下のような検診を行っています。

項 目	回 数 ・ 時 期
健 康 診 断	年 2 回（春・秋）
尿 検 査	年 1 回（夏）
歯 科 検 診	年 2 回（春・秋）
身 長 ・ 体 重 計 測	3 ヶ月に 1 回（身長）・毎月（体重）

子どもが集団生活に入ると、いろいろな病原体に触れる機会が多くなります。病原体に対する抵抗力が弱い
ため発病しやすく、同時に病気の進行も早く、そのうえ他の病気を併発することもあります。
病気が完治するまでは十分注意することが必要です。

○食 事

- （１）乳幼児期は心身の発達が著しいため、栄養のバランスが特に大切です。鳥羽市では管理栄養士を中心
に献立を検討し、統一献立による給食を実施しています。
※令和 8 年 4 月から全ての児童へ主食と副食を提供する完全給食を実施しています。
- （２）遠足などの行事によっては、家庭から弁当を持参していただくこともあります。
- （４）食物アレルギー児については、ご相談ください。

○睡 眠

「寝る子は育つ」と言われるように、子どもは寝ることによって成長します。睡眠が不足すると無気力に
なり、集中力、持続力に欠け、食欲がなくなったり、不安定になったりします。また思わぬケガをすること
もあります。年齢が低いほど睡眠と休養が必要です。

保育所では 0・1・2・3 歳児は年間を通じて、4・5 歳児は夏期のみ昼寝をします。

○災害共済給付制度について

災害共済給付制度は、保育所の児童が通所中を含む保育所の管理下において発生した災害に対して、医
療費等を保護者に支払うことにより、保護者の負担を軽減していこうという制度です。

この制度への加入は「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と保育所の設置者が保護者の同意を得
て、災害共済契約を締結することによってできます。鳥羽市では入所児童全員（途中入所も含む）が加入
となります。

（１）給付される災害及び給付金について

- 保育を受けているとき、又は、保育所の登所、降所時に発生したケガについて適用されます。
- 診療に当たっては各保護者の保険証を使用していただきます。
- 初診から治癒するまでの医療費が 5,000 円を超えた場合に給付されます。

（２）加入方法について

年間 300 円（変更の場合有）の掛け金を入所時に負担して頂きます。

提出書類の記入例

※申請する児童ごとに記入してください。

●施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書（表）

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書
 ○年○月○日
 鳥羽市長殿 保護者氏名 鳥羽 浩

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請に係る小 学校就学前子 ども	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	障害者手帳 の有無
とば しょうた 鳥羽 翔太	〇年〇月〇日生	男・女	有・無	
保護者 住所・連絡先	(住所) 鳥羽市鳥羽 〇丁目 〇-〇	(連絡先) 0599-〇〇-〇〇〇〇	個人番号	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。			
保育の希望の 有無(※)	☒ 有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む) ☐ 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			

(※)「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ)
 ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
 ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②、③に必要事項を記入して下さい。

①世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏 名	児童との 続柄	生年月日	性別	職 業 又は 学校名等	前年度分 (当年度分) 市町村民税 課税の有無	備考
児童の 世帯員	とば ひろ 鳥羽 浩	父	〇年〇月〇日生	男・女	自営業 個人番号 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	有・無	
	とば ようこ 鳥羽 陽子	母	〇年〇月〇日生	男・女	無職 個人番号 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	有・無	出産予定
	とば せい 鳥羽 清	祖父	〇年〇月〇日生	男・女	自営業 個人番号 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	有・無	
	とば けいこ 鳥羽 清子	祖母	〇年〇月〇日生	男・女	無職	有・無	
	とば せくら 鳥羽 せくら	妹	〇年〇月〇日生	男・女	〃	有・無	

生活保護の適用の有無 ☐ 適用無し ・ 適用有り (年 月 日保護開始)

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで

施設(事業者)名・希望理由	事業所番号*
第1希望 〇〇 保育所(希望理由) 近いから	
第2希望 △△ 保育所(希望理由) 母の支那の近くから	
第3希望 □□ 保育所(希望理由) 友だちが通っているから	

○「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。＊印の欄は市町村記載欄ですの
 で、記入する必要はありません。
 ○字は指書ではっきりと書いて下さい。

(表面)

「有」に○を
してください。

申込みに係る児童
からみた続柄を記
入してください。

小学校就学前までの期間の場合

0歳児 : 令和15年3月31日まで
 1歳児 : 令和14年3月31日まで
 2歳児 : 令和13年3月31日まで
 3歳児 : 令和12年3月31日まで
 4歳児 : 令和11年3月31日まで
 5歳児 : 令和10年3月31日まで

希望保育所名と理由をご記入く
ださい。

※延長保育をご希望の方は必
ずあおぞら保育所を第1希望に
ご記入ください。(延長保育はあ
おぞら保育所以外では行って
おりません。第2、第3希望に他
の保育所を記入され、第2、第3
希望へ入所決定となった場合は、
延長保育をご利用いただけませ
ん。)

※第2、第3希望を記入した場
合、いずれの保育所に入所決定
となった場合も再調整はできま
せん。

24時間表記をお願いします。

※延長保育、休日保育を利用さ
れる方は、それらを反映した曜
日、時間をご記入ください。

署名をお願いします。

点線より下は記
入不要です。

●施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書（裏）

③保育の利用を必要とする理由等
 ※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に
 記入して下さい。

続柄	必要とする理由	備考
父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 () (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))	
母	☐ 就労 ☒ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 () (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))	

家庭の状況 ☐ ひとり親家庭 ・ ☒ 左記以外

希望する
利用時間

利用曜日 月 曜日から 金 曜日まで

利用時間 8時半 から 16時半まで

④税情報等の提供に当たっての署名欄
 市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者
 を含む)及び世帯情報に関する事項。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定
 教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 鳥羽 浩

＊市町村記載欄

受付年月日 年 月 日

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由)	年 月 日認定	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (口標 口短)
支給(入所)の可否		支給(利用)期間
可・否 (否とする理由)		自 年 月 日 至 年 月 日
[☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型]		
入所施設(事業者)名		
☐ 認定こども園 ☐ 園 ☐ 幼(口幼 口保) ☐ 保(口保 口幼) ☐ 地(口幼 口保) ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 地域型 ☐ 小 ☐ 家 ☐ 居 ☐ 事		
備 考		

＊施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日 年 月 日

施設(事業者)名	(事業所番号)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定(年 月 日契約(内定))) ・ 無
備 考	

(裏面)

保育所入所申込書

第1号様式

保 育 所 入 所 申 込 書

(保 育 児 童 台 帳)

令和〇年〇月〇日

鳥羽市社会福祉事務所長 様

住 所 鳥羽市 鳥羽〇丁目〇-〇

保護者氏名 鳥羽 浩

連絡先 (0599) 〇〇-〇〇〇〇

保育所への入所につき次のとおり申込みます。

入所児童	氏名(ふりがな) (とば ひろた) 鳥羽 翔太	生 年 月 日 〇 年 〇 月 〇 日生	性 別 (男)・女	備 考
入 所 を 希 望 す 保 育 所 名	第1希望 ○○ 保育所 (希望理由) 近から 第2希望 △△ 保育所 (希望理由) 母の実家の近くだから 第3希望 □□ 保育所 (希望理由) 友だちが通っているから			
保育の実施を希望する期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで			
保育の実施を必要とする理由	両親等() () ※裏表紙の「保育所へ入所できる基準」から該当する番号をご記入ください。			

○入所児童の家庭状況(上記の入所児童以外の同居の親族全員についてご記入ください。)

区分	(ふりがな) 氏 名	入所児童 との続柄	生 年 月 日	性 別	職 業	課 税 の 有 無 前年度分 前年度分 参事村長 所得税	備 考
入 所 児 童	(とば ひろた) 鳥羽 浩	父	大・昭・平 〇・〇・〇	(男)・女	自営業	(有)・無 (有)・無	
の	(とば ひろた) 鳥羽 陽子	母	大・昭・平 〇・〇・〇	男・女	無職	有・無 有・無	出産予定
の	(とば ひろた) 鳥羽 清	祖父	大・昭・平 〇・〇・〇	(男)・女	自営業	(有)・無 (有)・無	
の	(とば ひろた) 鳥羽 和子	祖母	大・昭・平 〇・〇・〇	男・女	無職	有・無 有・無	
世 帯 員	(とば ひろた) 鳥羽 さくら	妹	大・昭・平 〇・〇・〇	(男)・女	〃	有・無 有・無	
	()		大・昭・平 〇・〇・〇	男・女		有・無 有・無	
	()		大・昭・平 〇・〇・〇	男・女		有・無 有・無	
生 活 保 護 の 状 況	(適用なし) 適用あり(年 月 日保護開始)						

◎記入上の注意をよく読んでからご記入ください。字は楷書ではっきりと書いて下さい。

◎次の欄は記入しないで下さい。

市 記 載 用	保育の実施の要 要・否 否	(理由) 令和 年 月 日 承諾	実施基準番号	入 所 保 育 所	令和 年 月 日
	保 育 の 実 施 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	保 育 の 実 施 解 除	令和 年 月 日	
	保 育 の 実 施 の 経 過 等				

希望保育所名と理由をご記入ください。

※延長保育をご希望の方は必ずあおぞら保育所を第1希望にご記入ください。(延長保育はあおぞら保育所以外では行っておりません。第2、第3希望に他の保育所を記入され、第2、第3希望へ入所決定となった場合は、延長保育をご利用いただけません。)

※第 2, 第 3 希望を記入した場合、いずれの保育所に入所決定となった場合も再調整はできません。

小学校就学前までの期間の場合

0歳児：令和15年3月31日まで
1歳児：令和14年3月31日まで
2歳児：令和13年3月31日まで
3歳児：令和12年3月31日まで
4歳児：令和11年3月31日まで
5歳児：令和10年3月31日まで

入所申し込みを行う児童と同居されている家族について、全員分の記入をお願いいたします。

家庭状況申告書（表）

家庭状況申告書

区	就 労 等 の 状 況	添付書類 ※1
分	就 労 状 況 等 の 詳 細 を ご 記 入 く だ さ い	
母	1. 就業 2. 自営業等 3. 内職 4. 就業予定	就 労 証 明 書 ※2
親	疾 病 状 況 ・ 通 院 (日 に 回) ・ 入 院 (年 月 ~ 年 月) (出 産) 出 産 (予 定) 年 月 日 年 月 日 身 体 障 害 障 害 の 種 別 種 級 看 (介) 護 病 気 等 の 人 の 名 児 童 と の 統 括 病 気 等 (状 況) 看 (介) 護 の 場 合 病 院 () ・ 自 宅 ・ そ の 他 ()	診 断 書 母 子 手 帳 等 (写) 診 断 書
⑤ その他	6. 不在 死 (年 月 日) ・ 離 婚 (年 月 日) ・ その他 ()	
父	① 就業 2. 自営業等 3. 内職 4. 就業予定	就 労 証 明 書 ※2
親	疾 病 状 況 ・ 通 院 (日 に 回) ・ 入 院 (年 月 ~ 年 月) 身 体 障 害 障 害 の 種 別 種 級 病 気 等 の 人 の 名 児 童 と の 統 括 看 (介) 護 病 気 等 (状 況) 看 (介) 護 の 場 合 病 院 () ・ 自 宅 ・ そ の 他 ()	診 断 書 診 断 書
⑤ その他	6. 不在 死 (年 月 日) ・ 離 婚 (年 月 日) ・ その他 ()	
祖父母の状況	① 就業 自営業・勤務 () 商店 () 2. 不就業 病状 (病名) ・ 寝たきり・入院・通院 3. その他 ()	
祖父母の状況	1. 就業 自営業・勤務 () ② 不就業 病状 (病名) () ・ 寝たきり・入院・通院 3. その他 ()	

※1 該当する状況区分で必要な添付書類を提出してください。

※2 就労証明書は、勤務先が決まっていない場合、約束書を提出のうえ、勤務先決定後保育所に必ず提出してください。

家庭状況申告書（裏）

送迎者 ※送迎を○で囲んでください。	① 母親	2. 父親	③ その他(祖母)	
送迎方法及び時間 ※送迎を○で囲み、おからの時間を記入してください。	① 自動車(片道 分位) ③ 自転車(片道 分位) 5. その他() (片道 分位)		2. バス (片道 分位) 4. 徒歩 (片道 分位)	

該当する添付書類も一緒に提出ください。
この場合は母子手帳(写)と父の就労証明書になります。

世帯階層別(※必要ありません。)

同居の祖父母の状況	市町村民税前年度分	均等割額	所得割額	前年分所得税	前年度分資産税
	円	円	円	円	円
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
生活保護法の適用の有無	年 月 日開始 年 月 日廃止	年 月 日開始 年 月 日廃止	年 月 日開始 年 月 日廃止	年 月 日開始 年 月 日廃止	年 月 日開始 年 月 日廃止
世帯階層区分					
保育料	円	円	円	円	円

鳥羽市立保育所 MAP



※掲載内容は、令和 8 年 1 0 月 1 日現在の内容です。ご了承ください。